

入札説明書

交通取締用四輪車の購入に係る一般競争入札の公告（令和7年6月6日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県知事 宮下 宗一郎

2 一般競争入札に付する事項

次の物品の購入

(1) 青森県が取得する物品（以下「調達物品」という。）

ア 名称及び数量 交通取締用四輪車 7台

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

(2) 納入期限 令和8年3月13日

(3) 納入場所 別紙仕様書のとおり

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9098（担当 田中）

FAX 017-734-8019

E-mail kenta_tanaka@pref.aomori.lg.jp

4 技術的事項に関する問合せ先

〒030-0801

青森県青森市新町二丁目3番1号

青森県警察本部警務部施設装備課装備車両係

TEL 017-723-4211（内線 2293 担当 岡田）

5 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年7月18日 10時30分

(2) 場 所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎 会計管理課入札室

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規

定する者に該当しない者であること。

- (2) 令和5年6月12日青森県告示第404号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和7年2月10日青森県告示第60号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 調達物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。
- (6) 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

8 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））2部に次に掲げる関係書類を添えて、青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じた内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、関係書類のうち、イからカまでについては、各書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名しなければならない。

ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部

イ 納入実績証明書（別紙様式2） 2部

（ア） 調達物品又は同等の類似品に関する過去5年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

（イ） 調達物品の写真又はカタログ等

ウ メーカー及び工場に関する調書（別紙様式3） 2部
製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

エ サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式4） 2部

（ア） 調達物品の製作場所及びメンテナンスが行える整備工場の一覧

- ・ 納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。
- ・ 整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去1～3年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手するまでの所要日数が明示されていること。

（イ） 部品供給体制

- ・ 部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。
- ・ 消耗部品（通常の稼働状況で1年程度の期間内の消耗又は劣化により交換が必要となる部品）は2日、一般部品（5年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は5日を超えて調達に日数が必要な部品についての全部品及び調達日数が明示されていること。

(ウ) 技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

オ 製作仕様書 2部

(ア) 調達物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

(イ) 調達物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

(ウ) メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ 工程表 2部

設計・製作（主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。）の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

(2) 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和7年6月27日午後5時までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。(1)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

(3) 申請書の提出場所

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9098（担当 田中）

FAX 017-734-8019

9 落札対象

調達物品に要求する性能等が満たされていると判断された8の(1)オ及びカの製作仕様書及び工程表に基づく入札書のみを落札対象とする。

10 入札価格等

(1) 入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

(2) 入札書（別紙様式5）の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入

札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

ウ 登録から納入に要する一切の経費及び自動車リサイクル料金は、本体価格に含めるものとする。

エ 自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険の取扱いは、別途とする。

11 入札書の提出方法等

- （１） 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式６）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。
- （２） 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「令和７年７月１８日入開札、件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により令和７年７月１７日午後５時までに提出しなければならない。
- （３） 電話、電報、ファックス、Ｅメールによる入札は、認めないものとする。

12 入開札の立会い等

- （１） 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- （２） 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13 入札執行回数

原則として３回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和３９年３月青森県規則第１０号）第１５９条の規定による。

15 落札者の決定方法

- （１） ９により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第１３７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- （２） 落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者及び入札を辞退した者は、再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付し落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。
- (4) 3回目の入札に付し、落札者がいないときは、最低価格の入札者との随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

18 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

19 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書（案） 別紙のとおり

20 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、20の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

22 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記の「入札者心得書」（ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。）記載のとおりとする。

仕様書最終確認

岡田裕紀

017-723-4211

(2293)

交通取締用四輪車仕様書

青 森 県

第1 仕様総説

- 1 この車両は、仕様書に示す諸装置を備え、構造堅牢で性能良好なものとし、かつ「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」を満足するものであること。
- 2 受注者は、この仕様書に基づき別紙に示す提出図面のほか、諸元表、制作工程表各1部を発注者に提出し、承認を受けること。

第2 車台及び車体

ベースとなる車両は、排気量1,800cc級以上ガソリンエンジン、4WD、AT又はCVT、ABS付、乗車定員5人以上、SUV又はツーリングワゴン型で寒冷地仕様のものであること。

ただし、エンジン又はモーターの出力が下表以上であれば、排気量1,800cc級以下のクラスでも可とする。

最高出力（ネット）	95kw（130ps）以上
最大トルク（ネット）	160N・m（16.0kgf・m）以上

第3 装備

- 1 リヤウインドウデフォグガー
- 2 カーナビゲーションシステム（テレビ視聴が不可能なもの）
- 3 デジタル時計
- 4 電源ソケット
- 5 サンバイザー（運転席及び助手席）
- 6 オートエアコン
- 7 ハイマウントストップランプ
- 8 バックカメラ及びモニター
- 9 パワーウインドウ（運転席側ロック機能付き）
- 10 電動格納式ドアミラー
- 11 フロントドアポケット
- 12 運転席集中ドアロック及びリモコンドアロックシステム
- 13 チャイルドドアロック（後部ドア）
- 14 運転席及び助手席エアバック
- 15 助手席用インナーミラー（二段式又は着脱式）
- 16 ドライブレコーダー（フロントのみ）
- 17 助手席及び後部席用筆記ランプ（ルーフ埋め込み式）

- 18 後部席は水拭き清掃が可能な素材のもの（ビニールレザー等シートカバー可）

第4 指定装置

1 散光式警光灯

- (1) L E D式V型バリアフリー対応の散光式警光灯（聴覚障がい者向け）を、ルーフ上の指定した位置に取付けること。
- (2) 規格は、関係法規に適合するもので、発注者の承認を受けたものであること。
- (3) 取付けに際しては、警光灯の重量及び振動等に十分耐え、回転音が室内に異常共振しないよう留意すること。
- (4) 警光灯は、防雪カバー付きのもの又は、雪の入らない構造など、雪が原因で故障が起こらないものを使用すること。

2 補助警光灯

- (1) L E D式補助警光灯 2 個をフロントグリル内に取付けること。
- (2) 規格は、関係法規に適合するもので、発注者の承認を受けたものであること。
- (3) 補助警光灯はサイレンアンプのスイッチと連動して点滅式に点灯すること。

3 アンプ式サイレン

- (1) サイレン用アンプを、センターコンソール等の発注者の承認を受けた部位に取付けること。
- (2) 規格は、バリアフリー対応の警光灯及び関係法規に適合するもので、発注者の承認を受けたものであること。
- (3) 50Wサイレン用スピーカーをフロントタイヤハウス付近の発注者の承認を受けた部分に取り付けること。

なおスピーカーは、マイクロホンによる音声増幅及びサイレン音をミキシング放送できるものであること。

車内にハンドマイク及びマイク用ハンガーを取付けること。

4 空中線受台及び無線機遠隔操作部

- (1) 空中線受台をルーフ上の承認を受けた部位（干渉を防止するため警光灯等から必要な距離を置くこと）に設け、穴あけ部には鋼鉄製又はラバー製のカバー（漏水防止に留意したもので簡単に取り外せるもの）を取付けること。
- (2) 空中線受台から無線機本体格納位置まで同軸ケーブル（5 D－F B）を架設すること。なお、同軸ケーブルの空中線受台側末端にB N C－Pの同軸接栓を取付けること。
- (3) 助手席グローブボックス等の発注者の承認を受けた位置に無線機遠隔操作部格納装置を設けること。なお、雑音防止を施すこと。

- (4) 後部トランク内の無線機本体格納位置まで無線機用電源ケーブル（5sq）を架設し、バッテリー正極側にヒューズブルリンク（30A）を設けること。

無線機本体格納装置については、無線機本体がトランク内に露出しないよう金属製のカバー等を取り付け、確実に固定すること。

- (5) 無線機遠隔操作部付近とトランク内の2ヶ所に電源中継端子を設け、各端子手前の正負極双方にヒューズ（15A）を取付けること。

5 ストップ装置付スピードメーター

- (1) デジタル式のストップ装置付スピードメーターを、センターコンソール等の発注者の承認を受けた位置に取り付けること。
- (2) スピードメーターの車速表示色は緑色又は橙色とし、夜間でも表示値を確実に確認できるものとする。
- (3) スピードメーターの表示値は、40km/hから160km/hの範囲において、実速度以上とならず、かつ誤差が実速度の3km/h以内であること。
- (4) スピードメーターは、押しボタン方式により任意の速度で確実に停止できるものとし、エンジンを停止してもスピードメーターのスイッチを「断」にしなければ初期状態に戻らない構造とすること。
- (5) スピードメーターは、速度、年月日及び時刻を印字できるプリント機能付きとし、プリント機能は本体と一体型とすること。

なお表示値は、0:00を初期値として24時間表示とすること。

6 バッテリー及びオルタネーター

車両は電装品を全て作動させた状態で、バッテリー上がりをしない発電、蓄電性能を維持できるものであること。

第5 付属品

- | | | |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 警察マーク | 1 個 |
| 2 | フロアマット（ラバータイプ、前席、後席） | 1 式 |
| 3 | 車載用消火器（0.5リットル） | 1 本 |
| 4 | 標準工具 | 1 式 |
| 5 | 取扱説明書 | 1 部 |
| 6 | スペアキー | 1 個 |

警察マークを取付けるラジエターグリルがはめ込み式のものは、脱落しないように固定すること。

第6 塗色

塗色はベースが白系色で、パトカー仕様に黒色塗装したツートンとする。

第7 車両の表示

- 1 車両の両側面に「青森県警察」、「POLICE」及び「青森県警察のシンボルマーク（はくちょう）」を、後面に「青森県警察」及び「POLICE」を、車両の屋根面に発注者が指定した文字をそれぞれ記載すること。
- 2 文字はゴシック体で左横書きに記載し、シンボルマークは車両の前方に向けて記載すること。
- 3 「POLICE」のステッカーについては、発注者より官給品として支給する。

第8 納入場所及び納入数量

- 1 納入場所
青森市内の発注者が指定した場所
- 2 納入数量
7台

第9 納入期限

令和8年3月13日（金）

第10 その他

- 1 発注者が特に必要と認めた場合は、中間検査を実施するものとする。
- 2 納入車両は「登録済み」のものであって、登録から納入に要する一切の経費は受注者の負担とする。
ただし、リサイクル料金は車両価格に含むものとし、自動車重量税及び自賠責保険料は除く。
- 3 この仕様書により難しい事項及び定めのない事項については、発注者と協議し承認を受けること。

別紙

交通取締用四輪車提出図面

- 1 全体図（指定部品等取付部位表示）
- 2 インストルメントパネル図
- 3 空中線受台、無線機格納装置取付関係図
- 4 アンプ式サイレン取付関係図
- 5 警光灯取付関係図
- 6 配線図（指定装置のみ。ヒューズ等には容量記入。）

(別紙様式1)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先
電話番号
ファックス番号
E-mail アドレス

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入 札 件 名 交通取締用四輪車の購入に係る一般競争入札
- 2 入 開 札 日 時 令和7年7月18日 10時30分
- 3 提出書類の名称及び提出部数
 - (1) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部
 - (2) 納入実績証明書 2部
 - (3) メーカー及び工場に関する調書 2部
 - (4) サービス・メンテナンス体制証明書 2部
 - (5) 製作仕様書 2部
 - (6) 工程表 2部

(別紙様式2)

納入実績証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

物品の調達に係る一般競争入札（令和7年6月6日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 入札件名 交通取締用四輪車の購入に係る一般競争入札

2 入札日時 令和7年7月18日 10時30分

3 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入台数	備考

4 添付書類

契約書（写）その他

(別紙様式3)

メーカー及び工場に関する調書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

物品の調達に係る一般競争入札（令和7年6月6日付け公告）に係る当該調達物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

記

- 1 入札件名 交通取締用四輪車の購入に係る一般競争入札
- 2 入開札日時 令和7年7月18日 10時30分
- 3 メーカー及び工場の状況

メーカー		商号又は名称	
		所在地又は住所	
		代表者氏名	
		電話番号	
		担当者氏名	
		総従業員数	
		前年度総売上額	
	最寄りの営業所等	名 称	
		所在地又は住所	
		担当者氏名	
工場		電話番号	
		名 称	
		所在地又は住所	
		責任者氏名	
	過去5年間の実績	電話番号	
		延べ製作台数	(当該物品及び同等物品)

(別紙様式4)

サービス・メンテナンス体制証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

物品の調達に係る一般競争入札（令和7年6月6日付け公告）に係る当該調達物品のアフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 入札件名 交通取締用四輪車の購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 令和7年7月18日 10時30分
- 3 点検整備又は修理の体制

最寄りの整備工場の名称	
所在地又は住所	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファックス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去3年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

- 4 部品供給の体制

総括窓口の名称	
所在地又は住所	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファックス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

- (注) 1 「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品にあつては2日を、一般部品にあつては5日を超えるものについては、それらのすべての部品について、その供給に要する日数を別葉により記載する。
- 2 「部品の供給可能年数」は、すべての部品について記載する。
- 3 必要に応じて別葉により記載する。

- 5 技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記載する。

(別紙様式 5)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

委任代理人

印

印

入 札 書

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(内訳)

番号	入 札 品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
	交通取締用四輪車	仕様書のとおり	7 台	〇〇〇	〇〇〇
	合 計				〇〇〇

備考 見積もる契約希望金額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

(別紙様式6)

委 任 状

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職 氏 名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 交通取締用四輪車の購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日 令和7年7月18日

—

入札（見積り）・開札場所 青森県庁舎会計管理課入札室

物 品 売 買 契 約 書

受注者

青森市長島一丁目 1 番 1 号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、第 2 条（ ）及び第 1 1 条（ ）を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第 1 条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

（1） 物品の名称等

ア 名 称 交通取締用四輪車

イ 数 量 7 台

ウ 型 式

エ 規 格 等 別紙仕様書のとおり

（2） 金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

（契約保証金）

第 2 条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第 2 条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第 3 条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（1） 納入期限 令和 8 年 3 月 1 3 日

（2） 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第 1 項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第 4 条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行

うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗し損じたことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第8条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金(既納部分に係るものを除く。)の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償(以下「履行の追完等又は損害賠償」という。)の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。
- (2) 第7条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第11条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第11条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

(損害賠償)

第12条 発注者は、第10条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第14条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

受注者



発注者 青森県知事 宮下 宗一郎



別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。